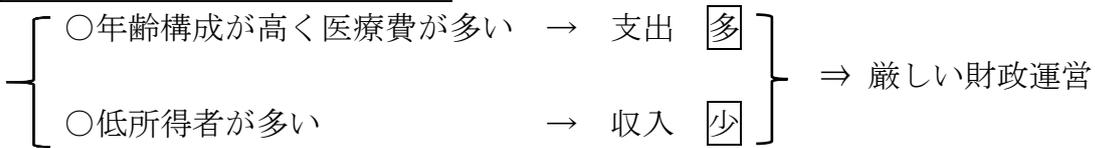


## 国保事業費納付金について

### 1. 国保が抱える構造的な課題



※国保制度改革（都道府県単位化）・・・H30年4月～

市町村単独での運営が困難 ⇒ 都道府県と市町村の共同運営へ

### 2. 都道府県と市町村の役割

#### ○都道府県（財政運営の責任主体）

- ・市町村毎の「**国保事業費納付金**」（**下記3**）を決定し、市町村が当該納付金を県に納付するために必要となる保険税率「**標準保険税率**」を市町村毎に算定
- ・市町村が必要な医療給付費（全額）を「**保険給付費等交付金**」として市町村に交付

#### ○市町村（住民に身近な事務）

- ・保険税の賦課徴収、資格・給付手続き、保健事業等
- ・「**国保事業費納付金**」（**下記3**）を都道府県に納付
- ・「**標準保険税率**」を参考に税率を決定

### 3. 国保事業費納付金

県全体の医療給付費等の必要額（1,846億円）から国庫補助金や被用者保険からの交付金等（1,208億円）を差し引いた額（638億円）を、国が定めた基本的な算定方法（所得水準及び被保険者数による按分と、医療費水準の反映）により市町村が負担する納付金（納付先：都道府県）。

〔H31年度〕大津町：638億円のうち約8.2億円を負担（次項に資料）

#### ※激変緩和

国保制度改革に伴い、急激に保険料負担を上昇させないために、制度改革前の28年度と比較し、31年度に必要な保険料が一定割合を超える場合、一定割合まで引き下げる措置。 ※一定割合＝「自然増＋X（1%）」

#### ※統一保険料（税）

保険料負担の公平性の観点から、「同じ所得で同じ世帯構成」であれば、県内のどの市町村でも同じ保険料の負担となる「統一保険料（税）」を目指している。

熊本県では、市町村間の医療費水準の格差が大きいため、統一保険料の導入時期について、現時点で明確な時期を示していない。 → ※36年度に検討